

京都市立学校体育施設の開放事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、京都市立学校体育施設の開放事業に関する規則（以下「規則」という。）において別に定めることとされている事項及び規則の施行に関し必要な事項（市長の事務部局の職員に補助執行させる事務に関するものを除く。）について定めることを目的とする。

（施設）

第2条 規則第3条に規定する開放事業に供する学校体育施設（以下「施設」という。）は、別に定める。

（運営委員会）

第3条 開放事業の円滑な実施を図るため、開放事業実施校に開放事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置くものとする。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- （1） 施設の使用日時に関すること。
- （2） 施設の使用調整及び使用手続に関すること。
- （3） 開放時の施設の管理に関すること。
- （4） スポーツ種目に関すること。
- （5） その他開放事業の円滑な実施のために必要なこと。

3 運営委員会の委員は、校長並びに校長が推薦する校下の体育振興会、P・T・A、少年補導委員会等の役員及び学校教職員のうちから、教育長が委嘱する。

4 運営委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

（管理指導員）

第4条 開放事業校に、必要に応じ、管理指導員を置くことができる。

2 管理指導員は、運営委員会が委嘱する。

（施設の使用の許可）

第5条 施設の使用の許可は、教育長が決定する。ただし、3日以内の使用の許可については、校長が取り扱うものとする。

2 施設の使用の許可を受けようとする者は、使用日の1週間前までに学校体育施設使用許可申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を校長に提出しなければならない。

ただし、前項ただし書の場合は、使用日の3日前までに申請書を校長に提出するものとする。

3 校長が申請書を受理したときは、京都市立学校施設使用規則第4条第1項の規定に違反しないことを確認し、3日以内の使用のものについては許可を決定し、3日を超える使用のものについては申請書に校長の意見書を添えて直ちに教育長に送付しなければならない。

4 施設の使用の許可は、学校体育施設使用許可書（第2号様式）をもってする。

5 前3項の規定にかかわらず、児童の個人使用については、それらの手続を省略することができる。

（使用料及び実費弁償）

第6条 使用料は、徴収しない。ただし、使用に伴う実費は、使用者が弁償しなければならない。

(使用者遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用を許可された施設以外の学校施設に立ち入らないこと。
- (2) 許可された種目以外のスポーツをしないこと。
- (3) 使用時間を守ること。
- (4) 学校敷地内は全面禁煙であり、喫煙しないこと。
- (5) 防火防犯に努めること。
- (6) 使用後は、よく清掃し、使用した用具等を整備し、すべてを原状に復すること。
- (7) 施設又は設備を破損したときは、その損害を賠償すること。
- (8) 使用権を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (9) その他校長（職員）の指示に従うこと。

(施設の使用の許可の取消し)

第8条 施設の使用を許可したのち、教育長又は校長が学校教育上若しくは施設の管理運営上に支障があると認めた場合、申請に虚偽があると認めた場合又は前条の規定に違反したと認めた場合は、教育長又は校長は、その許可を取り消すことができる。

(事故による損害)

第9条 使用者は、事故の防止に努めるとともに、事故による損害は使用者の負担により償うものとする。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この要綱は、昭和53年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定日から実施する。（平成16年4月1日）

附 則

この要綱は、決定日から実施する。（平成27年3月30日）

附 則

この要綱は、決定日から実施する。（平成28年4月1日）

附 則

この要綱は、決定日から実施する。（平成30年4月1日）

附 則

この要綱は、決定日から実施する。（令和6年11月1日）